

「意匠審査基準」改訂案に対する意見書

2020年（令和2年）1月8日

日本弁護士連合会

「産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第15回～第18回意匠審査基準ワーキンググループで審議を行った改訂意匠審査基準（案）」（以下「審査基準改訂案」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

当連合会は、意匠権の保護を拡充した2019年（令和元年）改正意匠法の内容を詳細に具体化する審査基準改訂案に、基本的に賛成する。ただし、「第2 意見の理由」2及び3において述べる改善点については、審査基準改訂案に反映すべきである。

なお、改正意匠法が運用されていくにつれて、裁判所の判断と審査基準の間に齟齬が生じる可能性はあり、今後の意匠法の改正や審査基準の改訂に当たっては、弁護士等の法律実務家の意見がより反映されるようにすべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

2019年（令和元年）改正意匠法は、諸外国における広い意匠保護の状況を踏まえて、我が国において、新たに建築物や画像のデザインを保護することに踏み切ったものであり、画期的な法改正と言える。改正意匠法施行に先立って多数の具体例を含む詳細な審査基準改訂案がまとめられたことは、新しい意匠保護制度の運用を明確化して、利用者の予測可能性を高める観点から、望ましいことであり、基本的に賛成する。ただし、「画像を含む意匠」と「建築物の意匠」については、審査基準改訂案に反映すべき改善点があるので、以下、2及び3において意見を述べる。

なお、審査基準は特許庁の内部的な定めにとどまり、改正意匠法の解釈によっては必ずしも読み取れない内容まで審査基準に記載されていても、法律のように裁判所を直接拘束するわけではない。審査基準改訂案には様々な新しい基準が盛り込まれたが、改正意匠法が運用されていくにつれて、裁判所の判断と審査基準の間に齟齬が生じる可能性はある。そのような齟齬を少なくしていくためにも、今後の意匠法の改正や審査基準の改訂に当たっては、弁護士等の法

律実務家の意見がより反映されるようにすべきである。意匠審査基準ワーキンググループの委員数は、2014年（平成26年）の13名から2019年（令和元年）の7名へと絞られ、審査基準改訂案への多様な観点からの意見の反映が難しくなっていると考える。

2 画像を含む意匠について

当連合会は、2018年9月20日付け「産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会『意匠制度の見直しの検討課題』に対する意見書」において、「いわゆる機能・操作要件は、米国、欧州、韓国において要求されているものではない」から、「『物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る』との要件についても、緩和ないし修正する余地がないとは言えず、物品の機能と関係ない画像も「保護対象に加える余地もある」旨述べた。

2019年（令和元年）改正前の意匠法2条2項は、物品の部分としての画像が「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像」である場合に意匠として保護していたが、2019年（令和元年）改正意匠法は、上記2条2項を削り、新2条1項で、物品から離れた画像自体が「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」である場合に意匠として保護することにした。すなわち、画像の保護について、操作要件と機能要件の両方を要求していたのが、操作要件と機能要件のどちらかを満たせばよいように緩和するとともに、機能要件の規定ぶりを「物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるもの」から「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に改めた。

審査基準改訂案第IV部第1章3.1では、物品から離れた画像自体について、法文どおりに、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれかに該当することを要求しているのに対し、第IV部第1章3.2及び3.3では、物品又は建築物の部分としての画像については、改正前の審査基準の表現を引き継いで、「画像を表示する物品・建築物の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの」又は「画像を表示する物品・建築物の機能を果たすために必要な表示を行うもの」のいずれかに該当することを要求している。2019年（令和元年）改正意匠法において削られた2条2項は、新2条1項に包摂されて、その趣旨はなお生きていると解するのであれば、上記の審査基準は理解できないことはない。

しかし、新2条1項で物品の形状等、建築物の形状等又は画像を意匠として保護することを定めたのであるから、画像自体と別に、物品又は建築物の部分

としての画像についての審査基準を設ける必要はないという整理もあり得るであろう。また、画像自体と物品又は建築物の部分としての画像を区別するとしても、2条2項を削ったにもかかわらず、審査基準改訂案が、改正前の審査基準の表現を物品又は建築物の部分としての画像について引き継ぐのは、新2条1項の法文から読み取れる内容に沿ったものなのか疑問の余地がある。とりわけ、物品から離れた画像自体においても、物品又は建築物の部分としての画像においても、審査基準改訂案は、意匠から除外される例として、映画やゲーム等のコンテンツの画像しか挙げていないことには変わりはないから、要件が異なるように書き分けるのは分かりにくいと思われる。

もし審査基準改訂案のように要件を書き分けるのであれば、「物品・建築物」と「機器」の関係をはっきりさせた上で、物品から離れた画像自体についての「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」という要件と、物品又は建築物の部分としての画像についての「画像を表示する物品・建築物の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの」又は「画像を表示する物品・建築物の機能を果たすために必要な表示を行うもの」という要件が、意匠該当性の判断において、具体的にいかに相違するのかを明確にし、利用者が画像を含む意匠をどちらで出願したらよいかを判断できるようにすべきである。

なお、意匠の類否判断に関し、審査基準改訂案第IV部第1章6.2.2.1では、「具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が類似すると判断する」と記載している。改正前の審査基準74.4.2.2.1.1における「意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品の形態上の特徴として現れないなど、意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合」や「画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合」を言わんとしているようにも読めるが、より分かりやすい記載にすることが望まれる。

3 建築物の意匠について

当連合会は、2019年1月16日付け「産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会『産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）』に対する意見書」において、建築物の意匠の定義の意匠法における具体的な規

定の仕方を検討する必要性について指摘したが、2019年（令和元年）改正意匠法は、建築物の定義規定を設けなかった。

「建築物」の法律上の定義としては、建築基準法2条1号の「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。」があり、都市公園法、景観法等における「建築物」の定義でも引用されている。意匠審査基準ワーキンググループの議論においても、建築と土木ははっきり区別されているというのが、業界の認識であるとされている。

そのような中で、審査基準改訂案第IV部第2章6.1.1.1(2)は、「建築物」が「建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む」と記載しているが、意匠法1条の目的だけから、建築基準法の定義等における用語の意よりも広いということが当然に解釈として導かれるかは疑問である。法改正の際に、意匠法に新たに規定した「建築物」等の用語を意匠法上で明確に定義することをしないまま、法律用語の概念を無制限に相対化することは、利用者に混乱を生じさせかねず、審査基準改訂案において概念の外延を限定する基準をより明確に打ち出すべきである。

以上